

色染物質会会則

(名称) 第1条 本会は色染物質会と称する。

(目的) 第2条 本会は会員相互の交流と親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業) 第3条 本会は次の事業を行う。
(1) 総会、親睦会の開催
(2) 会員名簿の維持、管理
(3) ホームページの作成及び維持管理と会誌の発行
(4) その他目的達成に必要な事項

(会員) 第4条 会員は次の各号の有資格者からの申し出のある者とする。
(1) 京都高等工芸学校色染科卒業生
(2) 京都工業専門学校色染科卒業生
(3) 京都工芸繊維大学色染工芸学科卒業生及び大学院修士課程修了者
(4) 京都工芸繊維大学物質工学科卒業生及び大学院修士課程修了者
(5) 上記いずれかの学科に在職した旧職員及び現職員
(6) その他の者で、役員会で承認された者

(役員) 第5条 本会に次の役員をおく。その任期は2年とし再任を妨げない。
会長 1名 副会長 2名 常任幹事 若干名 幹事 若干名
顧問 若干名 会計監事 1名

第6条 役員を選出は次の各号による。
(1) 会長及び副会長は会員の中から役員会が選出し、総会の承認を受ける。
(2) 常任幹事及び幹事は会員の中から役員会が選出し、総会の承認を受ける。
(3) 顧問は役員会が選出し、総会の承認を受ける。
(4) 会計監事は役員会が選出し、総会の承認を受ける。

第7条 役員の任務は次の各号による。
(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長が任務を遂行できない期間が生じた場合は会長職を勤める。
(3) 常任幹事はそれぞれ会務を分掌し会の運営を主導する。
常任幹事は運営上の諸課題を審議する。また実務事項を計画し実行する。
(4) 幹事は常任幹事に協力し、会務に参画する。

- (5) 顧問は当会運営についての助言や相談を行う。
- (6) 会計監事は会計を監査する。

(名誉職) 第8条 本会に名誉会長、名誉顧問を設定することができる。
本会への功績が顕著な会員に対し役員会が推薦推挙し、総会の承認を受ける。
本会運営上の重要な事項につき助言や相談を行う。任期を特に定めない。

(会議) 第9条 本会の会議は役員会および総会とし、次により開催する。
(1) 役員会は全役員から構成され、総会承認事項、その他本会運営上の重要事項を審議する。
(2) 総会は毎年6月に開催し、次の事項の承認を受ける。
会務に関する事項、役員選出に関する事項、会則改正に関する事項、その他。
(3) 総会の議事は出席者(委任状を含む)の過半数を持って決す。

(経費) 第10条 本会の経費は、年会費、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。
会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
なお、年会費は別途定めるところによる。

(事務局) 第11条 当会運営上の諸事務を担当する窓口部局として事務局を設置する。
なお、事務局の所在は別途定めるところによる。

(付則)

- (1) この会則は平成22年11月1日から施行する。
- (2) この会則は平成23年11月12日から改正施行する。
- (3) この会則は平成26年6月28日から改正施行する。
- (4) この会則は平成27年6月14日から改正施行する。